

全建事発第 133 号

令和 7 年 2 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」

の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域維持型建設共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において地域の実情を踏まえつつ活用するものとされており、「共同企業体の在り方について」において運用準則が定められております。その取扱いについては「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」において通知されているところですが、今般、別添のとおりその取扱いを改め、各都道府県建設業協会及びその会員企業に対し周知するよう国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は各府省庁主管担当課長、各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あてに通知されておりますので、併せてお知らせします。

以 上

別添 国土交通省通知文

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp